

# 収入保険の事業規程の変更について

## ○変更する旨

- (1) 令和3年から収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用されている方々について、同時利用の期間を現行の2年間から3年間に延長します。
- (2) 上記の措置の対象となる方々が、引き続き加入申請を行う期限は、保険期間開始日の属する月の前月の末日とします。

## ○変更点

変 更 後	現 行
全国農業共済組合連合会事業規程	全国農業共済組合連合会事業規程
附 則（平成30年3月12日農林水産省指令29経営第3332号）	附 則（平成30年3月12日農林水産省指令29経営第3332号）
1. ・ 2. （略）	1. ・ 2. （略）
3. <u>令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に保険期間が開始する保険関係（初年の保険関係に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係であって、初年の保険関係の保険期間及び当該保険関係の保険期間において第4条第1項第4号ただし書②に掲げる事業を利用したものに限る。）に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係の保険期間については、当該事業を利用することができるものとする。</u>	(新設)
4. ・ 5. （略）	3. ・ 4. （略）
6. <u>令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に保険期間が開始する保険関係（初年の保険関係に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係であって、初年の保険関係の保険期間及び当該保険関係の保険期間において第4条第1項第4号ただし書②に掲げる事業を利用したものに限る。）に引き続いて加入申請を行う場合の第21条第1項及び第21条の2第2項の規定の適用については、同項中「前々月の末日」とあるのは、「前月の末日」とする。</u>	(新設)
7. （略）	5. （略）

## ○効力発生時期

この規程の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から施行し、令和5年1月1日以後に保険期間が開始する収入保険の保険契約から適用する。